群馬県無料低額宿泊所設置運営指導要綱

目 次

- 第1章 総則(第1条~第3条)
- 第2章 事前協議等(第4条~第9条)
- 第3章 設置後の状況報告(第10条~第11条)
- 第4章 指導等(第12条~第17条)

第1章 総則

(目的等)

第1条 この要綱は、群馬県内における、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設(以下「無料低額宿泊所」という。)の必要な事項を定め、施設の利用者が安心して生活を営むことができるよう、適切な利用の確保を図ることを目的とする。

2 無料定額宿泊所については、法、群馬県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を 定める条例(令和2年3月27日条例第6号)」(以下「条例」という。)、社会福祉法の規定 による無料低額宿泊所の届出に関する規則(令和2年3月31日規則第44号)」に定める もののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。

- (1)施設 無料低額宿泊所をいう。なお、社会福祉法第70条に規定する調査対象には、 無料低額宿泊所の定義に該当しているにもかかわらず、届出していない無料低額宿泊所も 含む。
- (2) 設置予定者 群馬県内において、施設を設置又は運営しようとする者をいう。
- (3) 事業者 群馬県内において施設を設置又は運営している者をいう。

(設置予定者等の責務)

第3条 設置予定者及び事業者は、この要綱及び条例、法の規定を誠実かつ真摯に遵守する とともに、施設の設置予定地を管轄する市町村長及び生活保護実施機関の長(以下「市町村 長等」という。)並びに地域住民の意見に十分配慮すること。

第2章 事前協議等

(事前相談)

第4条 設置予定者は、計画段階で次の各号に掲げる事項の概要を記載した書面を添付した施設設置事前相談書(別記様式1)を知事に提出するとともに、第5条及び第6条に定める、市町村長等との協議及び地域住民に対する十分な説明を行うこと。

- (1) 施設の設置主体に関する事項
- (2)施設設置の必要性に関する事項(施設設置予定地域における施設利用見込み生計困

難者数からの必要性)

- (3) 施設の所在地、位置図並びに土地建物の所有等権利に関する事項
- (4) 施設の規模及び設備、構造、立地条件に関する事項
- (5) 利用料等が無料・低額であることを明らかにする事項
- (6) 入居者に提供するサービスに関する事項
- (7) 地域住民の理解を得る方策に関する事項
- (8) 事業計画に関する事項
- (9) 資金計画に関する事項

(市町村長等との事前協議)

第5条 設置予定者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築確認申請、 用途変更等の手続、消防法(昭和23年法律第186号)等の必要な手続の実施や賃貸借契 約、売買契約等を行う前(以下「施設確保前」という。)に、市町村長等と施設の開設趣旨、 設備、運営、生活保護の取扱及び地域住民説明会の開催方法等に関する協議を行うこと。

(地域住民説明会)

第6条 設置予定者は、市町村長等、設置予定地域の地区役員及び地区民生委員等と協議し、 施設確保前に、地域住民説明会を実施し、地域住民の理解を得るよう努めること。

なお、住民からの意見や要望に対しては、担当者を定め誠実に対応すること。

また、事前に地域住民説明会開催計画を知事及び市町村長等に文書により提出するとともに、地域住民説明会の実施結果を開催後速やかに知事及び市町村長等へ文書により報告すること。

(市町村長等の意見)

第7条 知事は、第4条の施設設置事前相談書を受付したときは、市町村長等に当該施設設置事前相談書及び添付資料の写しを送付するとともに、施設設置について意見を求めるものとする。

2 知事は、設置予定者からの相談内容に応じて、市町村長等及び建築、消防などを所管する公的機関との連絡会議を開催するなどして、設置にあたっての必要な手続が適切に行われるよう、情報交換を図るものとする。

(事前協議の通知、計画変更等の勧告)

第8条 知事は、第4条から第7条に規定する手続きを実施または確認し、第1条 に定める目的に添った施設であると認めた場合には、設置予定者に対して事前協議を行う旨の通知を行うものとする。

なお、当該施設が、第1条の目的に添うと認められない場合には、知事は計画 変更を勧告するものとする。

(事前協議)

- 第9条 設置予定者は、知事から前条に規定する事前協議を行う旨の通知があったときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を添付した無料低額宿泊所設置事前協議書(別記様式2)を知事に提出し、協議するものとする。ただし、事前相談の際に既に提出した書類で、その内容に変更がないものについては、提出を省略できるものとする。
 - (1) 施設の設置主体に関する事項
 - (2) 施設設置の必要性に関する事項(施設設置予定地域における施設利用見込み生計困難者数からの必要性)
 - (3) 施設の所在地、位置図、土地建物の所有等権利に関する事項
 - (4) 施設の規模及び設備・構造及び立地条件に関する事項(室数、間取(部屋ごとの面積記載)、築年数等を含む。)
 - (5) 利用料等に関する事項(利用料等が無料、低額であることを明らかにする 事項を含む。)
 - (6) 入居者に提供するサービスに関する事項
 - (7) 施設の管理・運営に関する事項
 - (8) 職員の配置等に関する事項(施設長の履歴及び資格等を含む。)
 - (9) 地域住民の理解に関する事項(地域住民説明会の実施方法、年月日、実施 結果等)
 - (10) 契約内容等に関する事項(利用契約書、施設の規約を含む。)
 - (11) 入居計画、市場分析及び市場調査に関する事項
 - (12) 事業計画に関する事項
 - (13) 資金計画に関する事項
 - (14) 建築基準法に基づく建築確認に関すること
 - (15) 消防法の基準の遵守に関すること
 - (16) 情報開示に関する事項
- 2 知事は、設置予定者からの協議内容に応じて、市町村長等及び建築、消防など を所管する公的機関に対して、設置予定者の対応状況を照会するものとする。
- 3 知事は、第1項の事前協議や前項の関係機関への照会結果により、設置計画の内容がこの要綱及び通知に適合していると認めた場合には、設置予定者に対して事前協議を終了する旨の通知を行うものとする。

第3章 設置後の状況報告

(定期報告)

- 第10条 事業者は毎年6月末日までに次の書類を知事に提出するものとする。
 - (1) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
 - (2) その他知事が指定する書類

(随時報告等)

第11条 事業者は、施設内で重大な事故が発生した場合には、直ちに知事に報告するものとする。

第4章 指導等

(増改築や既存の施設への適用)

第12条 この要綱の規定は、事業者が施設を増築及び改築しようとする場合にも適用する。

(勧告等)

第13条 知事は、この要綱及び通知に定める手続き等に反して設置及び運営される無料 低額宿泊所に該当する施設については、その事業者に対して必要な勧告を行うとともに、聴 聞の機会を設けた後、その旨を公表することができる。

(調査)

第14条 知事は、法第70条に基づき、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、 又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業経営の状況を調査させるこ とができる。

(改善命令)

第15条 知事は、法第71条に基づき、法第六十八条の二第一項若しくは第二項の規定による届出をして社会福祉事業を経営する者の施設が、条例の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を経営する者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(経営の制限・停止)

第16条 知事は、法第72条に基づき、事業者が法第69条第2項の規定に違反し、法第70条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、法第71条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を経営することを制限し、その停止を命ずることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、施設の設置及び運営の指導に関して必要な事項は別に定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成23年12月26日から施行する。
- 2 本要綱の施行日において、運用開始前の施設については、運用開始にあたり本要綱を適用するものとする。

(附則)

1 この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

2 第10条(3)に規定する設備基準は、要綱制定時において運用されていた施設においては、なお従前の例による。ただし、施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。

(附則)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

無料低額宿泊所設置事前相談書

年 月 日

群馬県知事様

住所

氏名 印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

群馬県無料低額宿泊所設置運営指導要綱第4条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 施設の設置主体に関する事項
- (1) 事業者の名称、所在地
- (2) 代表者の氏名、住所
- (3) その他(会社概要など)
- 2 施設に関する事項
- (1)施設設置の必要性に関する事項(施設設置予定市町村における施設利用見込み生計 困難者数からの必要性)
- (2) 施設の所在地、位置図、土地建物の所有等権利に関する事項
- (3) 施設の規模及び設備・構造並びに立地条件に関する事項
- (4) 利用料等が無料・低額であることを明らかにする事項
- (5) 入居者に提供するサービスに関する事項
- (6) 地域住民の理解を得る方策に関する事項
- (7) 事業計画に関する事項
- (8) 資金計画に関する事項

無料低額宿泊所設置事前協議書

年 月 日

群馬県知事様

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

群馬県無料低額宿泊所設置運営指導要綱第9条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 施設の設置主体に関する事項
- (1) 事業者の名称、所在地
- (2) 代表者の氏名、住所
- 2 施設及び運営に関する事項
- (1)施設設置の必要性に関する事項(施設設置予定市町村における施設利用見込み生計 困難者数からの必要性)
- (2) 施設の所在地、位置図、土地建物の所有等権利に関する事項
- (3)施設の規模及び設備・構造並びに立地条件に関する事項 (室数、間取(部屋ごとの面積記載)、築年数等を含む。)
- (4) 利用料等に関する事項

(利用料等が無料、低額であることを明らかにする事項を含む。)

- (5) 入居者に提供するサービスに関する事項
- (6) 施設の管理・運営に関する事項
- (7) 職員の配置等に関する事項(施設長の履歴及び資格等を含む。)
- (8) 地域住民の理解に関する事項

(地域住民説明会の実施方法、年月日、実施結果等)

- (9) 契約内容等に関する事項(利用契約書、施設の規約を含む。)
- (10) 入居計画、市場分析及び市場調査に関する事項
- (11) 事業計画に関する事項
- (12) 資金計画に関する事項
- (13) 建築基準法に基づく建築確認に関すること
- (14) 消防法の基準の遵守に関すること
- (15) 情報開示に関する事項